

平成14年 2月21日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収結果について

当事務所が管轄する山陰沖の我が国排他的経済水域において、韓国漁船により違法に設置された底刺網やカニ籠の漁具を、鳥取地方裁判所米子支部から差押許可状の発布を得て当庁漁業取締船(みはま、みうら、かなえ、海鳳丸)が1月15日以降、押収作業すすめていたが、この程、終了した。

当該違法設置漁具を押収した海域は、いずれも島根県隠岐北方から山口県見島北方に至る日韓暫定水域線及び日韓中間線近傍の我が国排他的経済水域内のズワイガニ等の漁場であり、

押収した漁具も、

底刺網漁具	ロープ	12Km
	底刺網	30Km
カニ籠漁具	ロープ	8Km
	籠	75個

に及んだ。

これらは全て山陰の漁業者にとって貴重な水産資源であるズワイガニを採捕するための漁具であり、漁具の総延長距離は50kmに達する。

当庁漁業取締船は、押収した漁具にかかっていたズワイガニを全て海中に戻し、資源保護に努めたところである。

違法漁具の設置問題については、韓国側に再発の防止を求めるとともに、引き続き当該海域の警戒を強めているところである。

なお、本日、午後1時過から、境港で漁業取締船「海鳳丸」が押収した漁具の陸揚げを行う予定である。

記

違反内容：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(EZ漁業法)第5条第1項(無許可操業)違反

【参考】

平成14年より、我が国排他的経済水域内での韓国漁船による刺し網、かご漁業の操業は、全面禁止となっている。

問合わせ先：水産庁 境港漁業調整事務所
(担当者)小谷・柳田
連絡先 0859-44-3681

(当所参考資料)

漁具差押一覧

		ロープ	底刺網	カニ籠
1/14許可分				
1/15	みうら 底刺網	800	2430	
1/15	みはま 底刺網	850	2430	
	小計	1650	4860	
1/18許可分				
1/25	みはま 底刺網	805	3330	
1/26	みはま 底刺網	640	900	
2/ 6	みはま 底刺網	450	1183	
2/16	みはま 底刺網	1813	540	
1/26	かなえ 底刺網	836	1260	
1/29	かなえ 底刺網	820	2200	
1/31	かなえ 底刺網	489	450	
2/ 6	かなえ 底刺網	710	4182	
2/ 8	かなえ 底刺網	800	2520	
1/19~20	海鳳丸 底刺網	997	3300	
1/20~21	海鳳丸 底刺網	590	3000	
1/25	海鳳丸 底刺網	380	300	
1/26	海鳳丸 底刺網	242	1600	
2/16	海鳳丸 底刺網	356	320	
	小計	9928	25085	
2/ 1	かなえ カニ籠	1950		15個
2/16	みはま カニ籠	2574		41個
	小計	4524		56個
2/16許可分				
2/17	かなえ カニ籠	3525		19個
	底刺網 計	11578	29945	
	カニ籠 計	8049		75個
	総計	19627m	29945m	75個
	総延長	49572m		